

パターン1 過誤のみ

保険者（区市町村）に過誤申立を依頼

No	作業日	作業者	内容
1	(No2より前)	事業所 → 保険者	過誤申立を依頼
2	N-1月	保険者 → 国保連合会	過誤申立
3	N月	国保連合会	過誤処理
			決定通知書の送付

パターン2 過誤と再請求

保険者（区市町村）に過誤申立を依頼

何月に過誤処理されるか確認する

過誤処理月に訂正した介護給付費明細書を10日までに提出（請求）する

No	作業日	作業者	内容
1	(No2より前)	事業所 → 保険者	過誤申立を依頼
2	N-1月	保険者 → 国保連合会	過誤申立
3	N月	事業所 → 国保連合会	再請求
		国保連合会	過誤処理
			決定通知書の送付

パターン3 給付管理票の修正を伴う過誤

支援事業所とサービス事業所で調整する

パターン3-1 請求単位が少なくなる（当初請求時に多く請求してしまった）

保険者（区市町村）に過誤申立を依頼

何月に過誤処理されるか確認する

過誤処理月に訂正した介護給付費明細書を10日までに提出（請求）する

支援事業所は過誤処理月翌月に給付管理票の修正を10日までに提出する

No	作業日	作業者	内容
1	(No2より前)	サービス事業所 → 保険者	過誤申立を依頼
2	N-1月	保険者 → 国保連合会	過誤申立
3	N月	サービス事業所 → 国保連合会	再請求
		国保連合会	過誤処理
			決定通知書の送付
4	N+1月	支援事業所 → 国保連合会	給付管理票（修正）

パターン3-2 請求単位が多くなる（当初請求時に少なく請求してしまった）

保険者（区市町村）に過誤申立を依頼

何月に過誤処理されるか確認する

過誤処理月翌月に訂正した介護給付費明細書と給付管理票の修正を10日までに提出（請求）する

No	作業日	作業者	内容
1	(No2より前)	サービス事業所 → 保険者	過誤申立を依頼
2	N-1月	保険者 → 国保連合会	過誤申立
3	N月	国保連合会	過誤処理
			決定通知書の送付
4	N+1月	サービス事業所 → 国保連合会	再請求
		支援事業所 → 国保連合会	給付管理票（修正）